



2.赤ちゃんが生まれたとき ～生まれたときの手続きと支援～

ご出産おめでとうございます。
各種申請の手続きを行いましょう。

必要な手続き	期限	必要な持ち物	備考	掲載ページ
出生届の提出	生まれた日を含め 14日以内	・出生届 ・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類	届出場所は、出生地、本籍地、届出人の住所地	17
子ども医療費 助成制度の申請	出生届出後 すみやかに	・子どもの医療保険資格情報が 分かるもの		30
児童手当の申請 (公務員の場合は、 勤務先での手続き)	生まれた日の 翌日から 15日以内	・支給対象者の医療保険資格情報 が分かるもの ・支給対象者の振込口座が確認 できる通帳など ・支給対象者の本人確認書類 ・支給対象者及び配偶者の個人 番号が確認できるもの ※支給対象者は、父母のうち、所得が高い 人です。	申請日の翌月分 から支給 (月末に出生の場合、 特例あり)	28
乳児一般 健康診査受診票 の交付	出生届出後 すみやかに	母子健康手帳		18
予防接種予診票 の交付	出生届出後 すみやかに	母子健康手帳		24
国民健康保険 への加入 ※ 対象者のみ	出生届出後 すみやかに	・届出人の本人確認書類		

出生届

担当:市民課 市民・年金担当

お子さんが生まれたら14日以内に出生届を提出してください。

- 届出人 父または母
(届出人欄に父母が署名した届書を家族の人が届出することは可能です)
- 届出期間 お子さんが生まれた日を含めて14日以内
- 届出地 お子さんの出生地、父母の本籍地、届出人の住所地の市役所
- 届出に必要なもの 医師または助産師の出生証明書(出生届用紙)
母子健康手帳
届出人の本人確認書類

※他の市町村または、時間外に出生届を提出した場合は、お子さんの予防接種や児童手当など必要な手続きがありますので、平日の開庁時間内に手続きをお願いします。また、複数の課での手続きがありますので、お時間には余裕をもってお越しください。

お子さんのマイナンバーカードについて

出生届と同時の申請であれば、お子さんは来庁不要でマイナンバーカード(顔写真なしの)の特急発行申請ができ、原則1週間でマイナンバーカードが届きます。申請をご希望の場合には、出生届提出時にお申し出ください。

子どもの名について

戸籍振り仮名法制化がはじまります!

2025年5月26日に新たに戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度が開始予定となり、氏名の振り仮名については、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるものでなければならない」との規律が設けられます。これにより、子どもの名前に使用する文字には以下のような制限がかけられます。

- * 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方
 - * 読み間違い、書き間違いかどうか判然しない読み方
 - * 漢字の意味や読み方との関連性が認められない読み方
- 詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

法務省



出産育児一時金

担当課:健康増進課
国保・後期高齢者医療担当

出産育児一時金は、健康保険法などの保険給付として健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度です。

支給額 500,000円

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合の支給金額は、488,000円

医療機関などが代わりに出産育児一時金の支給申請および受取りを行う「直接支払制度」の利用が一般的です。

直接支払制度を利用しない場合や50万円に満たない場合の差額支給を受けるには申請が必要です。

※申請は加入している健康保険組合などで行ってください。

※山梨市国民健康保険の加入者は市役所で申請してください。

乳児一般健康診査受診票

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

指定医療機関で乳児健診が受けられる受診票を交付し、2回分の費用助成を行っています。

1か月児健診時に医療機関に提出する受診票を出生届時に交付しますので、手続きをしてください。

保健師の2～3か月児訪問時に残り1枚を交付しますので、11か月児健診時に医療機関に提出してください。(有効期限は1歳の誕生日の前日までです)

指定医療機関以外や県外の医療機関では使用できませんので予めご確認ください。

新生児・乳児訪問事業

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

ご自宅に担当の助産師、保健師が訪問し、育児やお母さんの体調についてお話を伺います。些細なことでもお気軽にご相談ください。



★ 新生児訪問事業

市が委嘱した助産師が、生後間もない新生児のいるご家庭へ2回訪問し、栄養状態を確認しながら、授乳のことや、具体的な育児方法についてアドバイスし、保護者が安心して育児できるよう支援を行っています。また、母親の産後の健康状態についても確認やアドバイスを行っています。妊娠中に訪問した助産師が引き続き訪問します。

★ 保健師の乳児訪問

市の地区担当保健師が、生後2～3か月の乳児がいるご家庭へ育児支援のため訪問します。

★ 養育支援訪問事業

妊婦訪問事業や新生児訪問事業、保健師の乳児訪問のあとも、引き続き支援が必要である家庭に対し、保健師または助産師・保育士・幼稚園教諭が継続して訪問事業を行っています。